

湯梨浜町心身障がい者交通費助成制度のご案内

継続的な障がいの治療または社会適応訓練を目的に公共交通機関や自家用車で通院（所）している方に対して、交通費の一部を助成する制度です。

■対象者

市町村民税非課税者で、下記のいずれかに該当する方（通院（所）日が1月～5月の場合は、前年度の市町村民税が非課税の方）

条 件	対象者	助成率
①人工透析療法を受けている 在宅の者	腎臓機能障がい者	交通費個人負担額の1/2
②作業所等に通所している者	精神障がい者	
	身体障害者手帳所持者	
	療育手帳所持者	
③精神疾患にかかる治療等を受け るために通院している精神障がい者	自立支援医療受給者証 （精神通院）の交付を受けている者	交通費個人負担額の1/2 ※月1回を限度とする。

※対象となる交通費は、対象者の住所の最寄りの停留所または駅から医療機関または作業所等の最寄りの停留所または駅までの路線バス及び鉄道の運賃の額とします。

※医療機関から無料の送迎サービスを受けている通院は除きます。

※申請は原則3か月ごとにまとめて行ってください。

※通院（所）日から2年を経過したものは対象外となります。

■申請に必要なもの

1. 心身障がい者交通費助成申請書
2. 通院（所）証明書
3. 承諾書
4. 定期券、回数券等の写し（購入した場合のみ）
5. ①の方：自立支援医療受給者証（更生医療）
②の方：障害福祉サービス受給者証
③の方：自立支援医療受給者証（精神通院）
6. 認め印

※1月2日以降に転入されたなどにより、町で市町村民税額が確認できない場合は、所得課税証明書が必要になります。通院(所)日によって必要な証明書の年度が異なりますので、お問い合わせください。

■お問い合わせ

総合福祉課 障がい福祉係（Tel：35-5374）